

レルタメ釋然トスル如アリ 而シテ直チニ工賃ノ協議ニ
入りタルカ折衝數十分談笑程ニ次ノ協定ヲ見ルニ至リ午
後四時散會

仕入工賃 一反 九錢 (昭和八年協定 八錢)
 〇 詔 一反 十四錢 (昭和八年協定 十三錢)
 但シ右協定工賃ハ最低ヲ協定セルモノニシテ標準トシ
テハ仕入一反一錢、詔一反十六錢トスルモノトス

以中産物ニ付テハ從來協定ナキモ事實上一割以上ノ手数
ト材料ヲ要スルニ付中産ノ仕入ハ一反二付一錢、詔ハ
一反二付一錢五厘増シトスルコト

以細川(二度染メノコト)ハ一反二付八錢乃至十錢増シ
トスルコト

(由)以上ノ協定工賃ハ大体繁収期ニ於ケル工賃ニ付開散期
タル七八九ノ三ヶ月ハ一美減トスルコト

(四) 問屋側ノ希望條件

- ◎ 端切レハ作業上支障ナキ限り之ヲ切ラヌコト
- ◎ 吳那者其他所謂毒人筋ヨリノ受注ハ右問屋側トシ協
定工賃ヨリ五厘高ニテ受注ノコト
- ◎ 染料ノ不良ノモノ及出来上リノ不良ノモノハ値引ス
ルコトアルハキニ付豫メ承知置ノコト

(五) 解決状況

東京染色加工同業組合ニ在リテハ翌十一日午前九時ヨリ上
野公園内會場松本亭ニ於テ年次報告ヲ開催シテ前記協定工
賃ノ承認ヲホメタルニ付シテ異議ナク之ヲ承認茲ニ休業中
日開ニシテ事態ハ円満解決シ即日一齊ニ休業ヲ解禁セリ

五 全國手巾組合ノ動靜

之ヨリ先全國手巾組合ニ在リテハ組合ノ威力ヲ示シテ問屋
側ヲ威圧シ以テ工場主組合ニ協力セントスル氣勢ヲ示シタル